

後を絶たない米軍人・軍属による道路交通法違反事件に対する意見書

令和2年7月5日午前2時16分頃、本町宮城1番地付近において、在沖米空軍（嘉手納基地）所属の上等兵21歳が、基準値の約3倍弱のアルコールを帯びた状態で車を運転したとして、道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で現行犯逮捕される事件が発生した。警察情報によると、単独事故を起こしているが、詳細については答えられないとのことである。

本町議会では、同様な事件に対しことあるごとに関係機関に強く抗議要請を行ったにも関わらず、再び同様な事件が発生したことは、看過できない。

また、本県においては、米軍関係者による道路交通法違反（酒気帯び運転）事件が後を絶たない。6月20日には那覇市、21日には恩納村、7月4日には浦添市、6日には宜野湾市で逮捕されている。

飲酒による事件や事故のほとんどは、米軍が定めた外出禁止時間外リバティ制度に違反していると言っても過言ではなく、米軍内部の規制も組織統制も機能していない証拠であり、到底容認できるものではなく強い憤りを禁じ得ない。

日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 2 リバティ制度の緩和措置を撤回し、規制を強化させること。
- 3 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成・公表し、実施すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月17日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長